宇　介　第　８　０　１　号
令和７年(2025年)３月３日

市内居宅介護支援事業所管理者　各位
地域包括支援センター管理者　各位

宇部市長　　篠　﨑　圭　二

短期入所サービスの長期利用時における理由書の提出について（通知）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。
平素から介護保険事業の推進につきまして、多大なご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（第１３条第２１号)」及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第３０条第２３号)」に規定されているとおり、短期入所生活介護及び短期入所療養介護（以下、「短期入所サービス」という。）は、「特に必要と認められる場合を除き、利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。」と定められています。
本市では、「担当者会議等で利用の必要性等について協議し、内容を記録する」としており、これまで理由書等の提出は求めていませんでしたが、やむを得ない理由等により長期利用となっている理由の把握及び、この内容を踏まえた長期利用の実態把握方法や必要性、あり方等の検討を目的に、宇部市から個別に指定した利用者について理由書の提出を求めることとしましたので、事業所内の介護支援専門員等に周知していただきますようお願いします。

記

１　対象者
宇部市が個別に指定した利用者
※担当する居宅介護支援事業所宛に文書により通知します。

２　提出書類
・短期入所サービスの長期利用時における理由書
・居宅サービス計画書（１表～４表）
※短期入所サービスの利用を検討した計画
場合により過去の居宅サービス計画やその他追加資料を依頼することがあります。

３　取扱い開始日
令和７年５月１日（木）
開始日以降、必要に応じて随時通知文書を発送します。

4　提出期限等

提出期限や提出方法については通知文書により別途指示しますが、通知から概ね２週間以内を提出期限とする予定です。

5　その他

宇部市から理由書等の提出を求められていない短期入所サービスの長期利用者についても、従来どおり担当者会議等で必要性について検討し、記録する必要があります。ケアプラン点検等においても検討が不十分な事例が散見されますので、理由書の内容を参考に検討を深めていただき、詳細に記録してください。

宇部市　健康福祉部　介護保険課
担当：　山口・河内
電 話 ：（０８３６）３４‐８３９６
ＦＡＸ：（０８３６）２２‐６０２６